

旭医大達第77号
令和6年6月19日

旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川祐司

旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）給与規程の一部を改正する規程

旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）給与規程（平成16年旭医大達第156号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(給与の種類) 第3条 職員の給与は、勤務1時間当りの給与（以下「時間給」という。）又は勤務1日当りの給与（以下「日給」という。）及び諸手当として支給する。	(給与の種類) 第3条 職員の給与は、勤務1時間当りの給与（以下「時間給」という。）又は勤務1日当りの給与（以下「日給」という。）及び諸手当として支給する。
2 諸手当は、通勤手当、高所作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、高気圧治療室内作業手当、夜間看護等手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当、術後管理手当、待機手当、 <u>医師特別勤務手当</u> 、診療特別手当、ドクターヘリ搭乗手当、分娩手当、時間外手術等手当、分娩待機手当、保健管理センター業務手当、学位論文審査手当及び新型感染症患者対応業務手当とする。	2 諸手当は、通勤手当、高所作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、高気圧治療室内作業手当、夜間看護等手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当、術後管理手当、待機手当、 <u>救急勤務医等手当</u> 、診療特別手当、ドクターヘリ搭乗手当、分娩手当、時間外手術等手当、分娩待機手当、保健管理センター業務手当、学位論文審査手当及び新型感染症患者対応業務手当とする。
(略)	(略)
(宿日直手当) 第17条 就業規則第33条第1項の規定に基づき、宿直又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、6,100円（医師又は歯科医師の宿日直勤務にあっては <u>20,000円</u> ）を宿日直手当として支	(宿日直手当) 第17条 就業規則第33条第1項の規定に基づき、宿直又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、6,100円（医師又は歯科医師の宿日直勤務にあっては <u>16,000円</u> ）を宿日直手当として支

給する。

- 2 前項の勤務は、第13条から第15条までの勤務には含まれないものとする。

(略)

(待機手当)

第17条の3 待機手当は、診療科（臓器別診療科が置かれている診療科においては臓器別診療科）において、医師及び歯科医師が当番制により入院患者の病状急変等に備えるため、また、医療職基本給表の適用を受ける職員が別に定める業務のため、所定の勤務時間以外の時間に、自宅において待機を命ぜられた場合に支給する。

- 2 前項の手当額は、次に掲げる待機1回につき3,000円とする。

- (1) 宿直時間帯 17時15分から翌日の8時30分まで
(2) 日直時間帯 8時30分から17時15分まで

- 3 第1項の待機時間は、第13条から第15条までの勤務には含まれないものとする。

(医師特別勤務手当)

第17条の4 医師特別勤務手当は、本学の医師及び歯科医師が、所定労働時間が深夜の全部を含む診療業務に従事した場合に支給する。

(削除)

(削除)

(削除)

給する。

- 2 前項の勤務は、第13条から第15条までの勤務には含まれないものとする。

(略)

(待機手当)

第17条の3 待機手当は、宿日直体制及び交代制勤務に代わり、診療科（領域が置かれている診療科においては領域）において、医師及び歯科医師が当番制により入院患者の病状急変等に備えるため、また、医療職基本給表の適用を受ける職員が別に定める業務のため、所定の勤務時間以外の時間に、自宅において待機を命ぜられた場合に支給する。

- 2 前項の手当額は、待機1回につき次の各号に定める額とする。

- (1) 医師 5,000円
(2) 医療職基本給表の適用を受ける職員 3,000円

- 3 第1項の待機時間は、第13条から第15条までの勤務には含まれないものとする。

(救急勤務医等手当)

第17条の4 救急勤務医等手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 本学の医師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる救命救急センターの診療に従事したとき。

- (2) 救命救急センター担当を命ぜられた医師（救命救急センター以外の宿直及び日直勤務を命ぜられている者を除く。）が所定の勤務時間以外の時間において行われる救命救急センターの診療に従事したとき。

- (3) 小児科学講座、小児科又は周産母子センター所属の医師が、

(削除)

(削除)

2 前項の手当額は、勤務を命ぜられ診療に従事した場合1回につき20,000円とする。

(略)

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行し、改正後の第17条第1項の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(略)

【改正理由】

病院の宿日直体制変更に伴い、所要の改正を行うものである。

所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる新生児特定集中治療室の診療に従事したとき。

(4) ハイケアユニット（以下「HCU」という。）での勤務を命ぜられた医師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われるHCUの診療に従事したとき。

(5) 麻酔科蘇生科での勤務を命ぜられた医師が、所定の勤務時間が深夜の全てを含む麻酔科蘇生科の診療業務に従事したとき。

2 前項の手当額は、勤務又は担当を命ぜられ診療に従事した場合1回につき20,000円とする。

(略)

(略)